

様式第 1 号

第 年 月 日 号

立 証 等 要 求 書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



千葉市消費生活条例第 11 条第 1 項の規定により、下記のとおりあなたが供給する商品
又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものでないことの

立 証
資料等の

提出 を求めます。

記

- 1 商品又はサービスの名称
- 2 立 証 資料等の提出 を求める理由
- 3 立 証 資料等の提出 を求める事項
- 4 立 証 資料等の提出 の期限 年 月 日
- 5 立 証 資料等の提出 のあて先

様式第 2 号

第 年 月 日 号

勸 告 書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



千葉市消費生活条例第 1 1 条第 1 項の規定により 年 月 日付けであなた
が供給する商品又はサービスが消費者の生命、身体又は財産に危害を及ぼすものでないこ
との 立 証 資料等の提出 を求めましたが、あなたはこの求めに応じませんでしたので、同条
第 2 項の規定により、この求めに応ずるよう下記のとおり勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、同条例第 3 4 条第 2 項の規定により、その経過又はあなた
の氏名又は名称を公表することがあります。

記

- 1 商品又はサービスの名称
- 2 立 証 資料等の提出 を求める理由
- 3 立 証 資料等の提出 を求める事項
- 4 立 証 資料等の提出 の期限 年 月 日
- 5 立 証 資料等の提出 のあて先

様式第3号

第 年 月 日
号

勸告書

住所
氏名 様

(法人その他の団体において
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市消費生活審議会 

千葉市消費生活条例第23条第4項の規定により、 年 月 日 審議会への
出席 資料の提出
を求めましたが、あなたはこの求めに応じませんでしたので、同条例第23条第5
項の規定により、この求めに応ずるよう下記のとおり勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、同条例第34条第2項の規定により、市長が、その経過
又はあなたの氏名若しくは名称を公表することがあります。

記

- 1 審議会への出席 資料の提出 を求める理由
- 2 審議会への出席 資料の提出 を求める事項
- 3 審議会開催日 資料の提出期限 年 月 日
- 4 資料の提出先

なお、上記の審議会開催日で都合がつかないときはご連絡ください。

様式第 4 号

第 年 月 号
年 月 日

勸 告 書

住 所
氏 名 様
(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市消費生活審議会 印

年 月 日までに行つた調停につき、千葉市消費生活条例第 2 3 条第 7 項
の規定により、下記の調停案の受諾を勧告します。

回答書により 年 月 日までにご回答ください。

記

調 停 案

様式第5号

第 年 月 日 号

勸 告 書

住 所
氏 名 様
(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



千葉市消費生活条例 第33条第1項 第33条第2項 の規定により、 年 月 日 調査
質問
商品

に 応 じ る こ と
に 回 答 す る こ と を 求 め ま し た が、 あ な た は こ の 求 め に 応 じ ま せ ん で し た の で、 同 条 例 第
等 の 提 出

33条第5項の規定により、この求めに応ずるよう下記のとおり勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第34条第2項の規定により、その経過又はあな
たの氏名若しくは名称を公表することがあります。

記

- 1 調査に 応 じ る こ と
質 問 に 回 答 す る こ と を 求 め る 理 由
商 品 等 の 提 出
- 2 調査に 応 じ る こ と
質 問 に 回 答 す る こ と を 求 め る 事 項
商 品 等 の 提 出
- 3 調査に 応 じ る 回 答
質 問 の 回 答 の 期 限 年 月 日
商 品 等 の 提 出
- 4 調査に 応 じ る 回 答
質 問 の 回 答 の あ て 先
商 品 等 の 提 出

様式第 6 号

第 年 月 日 号

勸 告 書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



あなたが供給する商品又はサービスは、千葉市消費生活条例第 条第 項の規定に違反する事項があると認められますので、同条例第 3 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり是正するよう勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、同条第 2 項の規定により、その経過又はあなたの氏名若しくは名称を公表することがあります。

記

- 1 商品又はサービスの名称
- 2 不適正な事業行為であると認められる理由
- 3 是正措置の内容
- 4 是正措置の履行期限 年 月 日
- 5 是正措置の報告先

様式第7号

回 答 書

年 月 日

(あて先) 千葉市消費生活審議会

申請者 住 所
氏 名

印

年 月 日付け第 号による勧告について、下記のとおり回答します。

記

調停案を受諾します。	調停案を受諾しません。
受諾しない理由	

様式第 8 号

消費者訴訟費用貸付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
氏 名

①

千葉市消費生活条例及び千葉市消費生活条例施行規則の規定により、訴訟に要する費用の貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

被害額	円	訴訟の目的の価額	円
訴訟に要する費用の額	円	貸付申請額	円
被害者	(ふりがな) 氏名		
	住所 〒 電話番号		
訴訟代理人	(ふりがな) 氏名		
	住所 〒 電話番号		
相手方	住所(所在地)		
		
	氏名(名称)		
		
	(代表者氏名)		
		
住所(所在地)	住所(所在地)		
		
氏名(名称)	氏名(名称)		
		
(代表者氏名)	(代表者氏名)		
		
提訴年月日及び 裁判所名			
備考			

添付書類

- 1 住民票の写し
- 2 被害概要書(様式第9号)
- 3 訴訟費用支払予定額調書(様式第10号)

様式第 1 0 号

訴訟費用支払予定額調書

費用区分	内 訳	支払予定額	支払予定年月日	貸付申請額
裁判所に納める費用		円	年 月 日	円
弁護士又は司法書士に支払う報酬		円	年 月 日	円
その他訴訟に通常要すると認められる費用		円	年 月 日	円
合 計		円		円

様式第 1 1 号

第 年 月 日 号

消費者訴訟費用貸付決定通知書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました訴訟費用の貸付けについては、下記の
とおり貸し付けることに決定しましたので、通知します。

記

1 貸付決定額 円

2 貸付決定額の内訳

裁判所に納める費用	円
弁護士又は司法書士に支払う報酬	円
その他訴訟に通常要すると認められ る費用	円
合計	円

3 貸付けの条件

様式第 1 2 号

借 用 証 書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

住 所
氏 名

印

消費者訴訟費用として、下記のとおり確かに借用しました。

記

借 受 金 額	円
返 還 期 限	年 月 日

様式第 1 3 号

消費者訴訟費用追加貸付申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
氏 名

印

千葉市消費生活条例及び千葉市消費生活条例施行規則の規定により、訴訟費用の追加貸付けを受けたいので、次のとおり申請します。

	総額		円		総額		円
	内訳				内訳		
追加貸付申請額	1	裁判所に納める費用	円	既借受額	1	裁判所に納める費用	円
	2	弁護士又は司法書士に支払う報酬	円		2	弁護士又は司法書士に支払う報酬	円
	3	その他訴訟に通常要すると認められる費用	円		3	その他訴訟に通常要すると認められる費用	円
追加申請の理由							

添付書類

- 1 訴訟費用支払予定額調書(様式第10号)
- 2 収支計算書(様式第14号)

様式第 1 4 号

収 支 計 算 書

費用区分	内 訳	貸付決定額	支払年月日	支払額	残 額
裁判所に納める費用		円	年 月 日	円	円
弁護士又は司法書士に支払う報酬		円	年 月 日	円	円
その他訴訟に通常要すると認められる費用		円	年 月 日	円	円
合 計		円		円	円

様式第 1 5 号

消費者訴訟費用返還免除申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
氏 名

印

訴訟費用貸付金の返還の免除を受けたいので、千葉市消費生活条例施行規則第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

貸付金	決定番号	第 号
	決定日	年 月 日
	総 額	円
返還免除申請額		円
返 還 免 除 申 請 理 由		

様式第 16 号

消費者訴訟費用返還猶予申請書

年 月 日

(あて先) 千葉市長

申請者 住 所
氏 名

印

訴訟費用貸付金の返還の猶予を受けたいので、千葉市消費生活条例施行規則第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり申請します。

貸付金	決定番号	第 号
	決定日	年 月 日
	総 額	円
	返還期限	年 月 日
返還猶予	申請額	円
	返還期限	年 月 日
返 還 猶 予 申 請 理 由		

様式第 17 号

第 年 月 日 号

消費者訴訟費用返還免除決定通知書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました訴訟費用の返還の免除については、下

記のとおり免除することを決定しましたので、通知します。

記

- | | |
|---------|---|
| 1 貸付金の額 | 円 |
| 2 免除する額 | 円 |

様式第 18 号

第 年 月 号
年 月 日

消費者訴訟費用返還猶予決定通知書

住 所
氏 名 様

(法人その他の団体にあつて
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



年 月 日付けで申請のありました訴訟費用の返還の猶予については、下

記のとおり猶予することを決定しましたので、通知します。

記

- 1 返還額 円
- 2 返還期限 年 月 日

様式第 19 号

第 年 月 日 号

意見聴取通知書

住所
氏名 様

(法人その他の団体において
は、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

千葉市長



千葉市消費生活条例第 35 条の規定により、下記のとおり意見の聴取を行いますので、
通知します。

なお、意見書を提出する際には、証拠書類又は証拠物品を提出することができます。

また、特別な理由があるときは、意見書等の提出期限の延長を申し出
ることができます。

記

1 予定している公表の内容及び根拠となる条例等の条項

2 公表の原因となる事実

3 意見書等の提出期限 年 月 日
口頭による意見聴取の日時 年 月 日 時

4 意見書等の提出先
口頭による意見聴取の場所

様式第 2 0 号

(表)

6 セ ン チ メ ー ト ル	身 分 証 明 書 第 号
	所 属 職 名 氏 名 年 月 日生
写 真	上記の者は、千葉市消費生活条例第 3 3 条の規定により立入調査等を行う 職員であることを証明する。 年 月 日 千葉市長 印
	9 センチメートル

(裏)

千葉市消費生活条例 (抄)
第 3 3 条 市長は、前条の規定により、報告、説明又は資料の提出を求める場合において必要があると認めるときは、この条例の施行に必要な限度において、その職員をして当該事業者の事務所、営業所その他の事業を行う場所に立ち入らせ、帳簿、書類、設備その他の物件を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 市長は、事業者が第 8 条第 1 項の規定に違反する事業行為を行っているおそれがあると認める場合において、前項の規定による調査を行うために必要があると認めるときは、当該事業者に対して、必要最小限度の数量の商品、サービスを提供するために使用する物又はサービスに関する資料 (以下この条において「商品等」という。) の提出を求めることができる。
3 第 1 項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
4 市長は、第 2 項の規定により、事業者から商品等の提出を受けたときは、当該事業者に対し、正当な補償を行うものとする。
5 市長は、事業者が第 1 項の規定による調査若しくは質問又は第 2 項の規定による商品等の提出の求めに応じないときは、これに応ずるよう勧告するものとする。